事　務　連　絡
令和４年９月９日

関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 技 術 評 価 推 進 室

不妊治療に係る令和４年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和４年度診療報酬改定において、令和４年９月30日までの経過措置を設けている施設基準への対応については、別紙のとおり令和４年９月７日に地方厚生（支）局医療課に事務連絡を発出いたしました。

不妊治療に関しては、以下の医学管理料及び手術に係る施設基準が対象となります。令和４年９月30日まで当該施設基準に係る経過措置の対象となっている医療機関であって、令和４年10月１日以降も引き続き以下の医学管理料及び手術について算定する医療機関におかれては、改めて届出が必要となりますので、地方厚生（支）局への届出漏れ等が生じないよう御対応をお願いしています。

貴団体におかれましては、上記ついてご了知いただき、貴団体管下の医療機関等に対し周知いただくよう、御協力をお願い申し上げます。

（医学管理料）
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料

（手術）
- 精巣内精子採取術

（別添）

公益社団法人　日本産科婦人科学会　御中
一般社団法人　日本生殖医学会　御中
一般社団法人　日本泌尿器科学会　御中
公益社団法人　日本産婦人科医会　御中
一般社団法人　JISART（日本生殖補助医療標準化機関）　御中
日本 A-PART　御中